

茨木市大規模災害被災地に対する見舞金贈呈要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模災害により被災した国内外の被災地に対し、見舞金を贈呈するために必要な事項を定めることを目的とする。

(贈呈対象)

第2 見舞金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受け、若しくはこれに相当する程度に被災した、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体等に贈呈することができる。

- (1) 姉妹都市又は友好都市の関係にある地方公共団体等
- (2) 茨木市と災害時の援助協定を締結している地方公共団体
- (3) 国又は大阪府からの要請により市長が特に支援の必要があると認める地方公共団体
- (4) 過去に茨木市へ見舞金等を贈呈した地方公共団体等
- (5) その他市長が必要と認める地方公共団体等

2 前項の規定にかかわらず、被災地が複数の地方公共団体等に及ぶ場合は、被災地を包括する広域の地方公共団体等に見舞金を贈呈することができる。

3 第1項の見舞金は、日本赤十字社を経由して贈呈することができる。

(支給金額)

第3 見舞金の額は、100万円とする。ただし、被災の状況等により市長が必要と認めるときは、金額を増減して支給することができる。

(その他)

第4 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から実施する。